

豊橋市告示第112号

豊橋市公契約条例施行規則（平成27年豊橋市規則第32号）第4条第2項の規定による労働報酬下限額を、別表のとおり定める。

令和7年3月26日

豊橋市長 長 坂 尚 登

別表

労働報酬下限額

(令和7年4月1日以降に公告し、又は通知する公契約及び同日以降に公募する指定管理者に係る公の施設の管理に関する協定について適用)

1 工事請負契約

[単位：円（1時間あたり）]

No.	職 種	労働報酬下限額	No.	職 種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	2, 957	27	普通船員	2, 815
2	普通作業員	2, 511	28	潜水士	4, 971
3	軽作業員	1, 934	29	潜水連絡員	3, 341
4	造園工	2, 552	30	潜水送気員	2, 906
5	法面工	3, 443	31	山林砂防工	3, 574
6	とび工	3, 230	32	軌道工	4, 901
7	石工	3, 351	33	型わく工	3, 260
8	ブロック工	3, 382	34	大工	3, 382
9	電工	2, 673	35	左官	2, 957
10	鉄筋工	3, 078	36	配管工	2, 643
11	鉄骨工	3, 048	37	はつり工	3, 017
12	塗装工	3, 179	38	防水工	3, 129
13	溶接工	3, 463	39	板金工	3, 169
14	運転手（特殊）	2, 987	40	タイル工	2, 754
15	運転手（一般）	2, 703	41	サッシ工	3, 321
16	潜かん工	3, 807	42	屋根ふき工	2, 764
17	潜かん世話役	4, 739	43	内装工	3, 513
18	さく岩工	3, 756	44	ガラス工	3, 108
19	トンネル特殊工	4, 647	45	建具工	2, 835
20	トンネル作業員	3, 321	46	ダクト工	2, 744
21	トンネル世話役	4, 688	47	保温工	3, 017
22	橋りょう特殊工	3, 564	48	建築ブロック工	3, 551
23	橋りょう塗装工	4, 060	49	設備機械工	3, 108
24	橋りょう世話役	4, 182	50	交通誘導警備員A	2, 116
25	土木一般世話役	3, 129	51	交通誘導警備員B	1, 742
26	高級船員	3, 564			

※ ただし、年金等の受給のために労働の対価を調整している者や労働者等の合意の下、見習い、手元等とし使用者が判断する者については、1, 296円とする。

2 工事請負以外の契約（業務委託契約・指定管理協定）

労働報酬下限額	1, 092円（1時間あたり）
---------	-----------------

※ ただし、年金等の受給のために労働の対価を調整している者や労働者等の合意の下、見習い、手元等とし使用者が判断する者については、1, 077円とする。